

裁判員制度 導入から8年 国民の参加意欲が低下

平成21年から始まった裁判員制度。国民の良識が裁判に反映され、司法に対する国民の理解を増進させるという意義がある一方で、辞退率の上昇や裁判員裁判への国民の参加意欲の低下など、さまざまな問題が表面化しつつある。

辞退率は上昇、意欲は低下

裁判員になることは国民の義務とされているが、70歳以上の高齢者や重い疾病がある人など、負担が著しく大きい場合には辞退を申し立てることができる。最高裁判所の調査によると、裁判員を辞退した人の割合は、平成21年の53.1%から年々上昇し平成27年には64.9%にのぼる。その背景には、高齢化の進行や非正規雇用者の増加が考えられる。裁判所の調査によると、非正規雇用者は正規雇用者よりも参加意欲が低い傾向にあるという。また今年1月～2月にかけて行われたアンケート調査では、「裁判員裁判に参加したいと思うか」との問いに、参加に否定的な人が約58%で、主な理由に「精神的な負担が重い」「法律知識がない」「遺体写真な

どの証拠を見るのは不安である」などが挙げられた。

大阪弁護士会の西村健弁護士は「制度導入当初よりも、マスコミの取り上げる頻度が減ったことも、意欲低下の一因では」と、制度の常態化を指摘する。

裁判員になる確率

裁判員は、毎年秋ごろ、選挙人名簿からくじで翌年1年分の裁判員候補者が選ばれ、名簿が作られる。その後事件ごとに、名簿の中からくじにより候補者が選ばれ、事前に辞退が認められた場合等を除いて、さらにくじによって裁判員として選任される。その確率は平成27年度で見ると約1万人に1人(約0.0087%)。

裁判員制度とは

国民の関心が高い一定の重大な犯罪に関する刑事裁判に、国民の中から選ばれた裁判員が参加する制度で、裁判員に選ばされると、法廷での審理に立ち会うこと、評議で意見を述べること、判決の宣告に立ち会うことが職務として課せられる。評議では、裁判員6人と裁判官3人が、法廷で取り調べた証拠をもとに被告人の有罪・無罪や有罪の場合には量刑について議論し、結論を出す。また裁判員の公正さや信頼を確保するため、裁判員には評議の内容などについて守秘義務が課されている。



裁判員裁判用法廷の例。大阪府では大阪地裁本庁と堺支部、兵庫県では神戸地裁本庁と姫路支部で裁判員裁判が行われる。

一方、大阪での確率は約0.0127%で、全国や東京(約0.0087%)と比べても高い。西村弁護士は「大阪は事件数が多いので裁判員にあたる確率も高くなるのでは」と話す。

候補者名簿に記載された人には、名簿記載の通知と裁判員になれない事情などを把握するための調査票が送付される。その調査票が転居などで宛先不明で届かなかったのは、庁別で見ると大阪が1位。関西学院大学法科大学院の丸田隆教授は、「宛先不明の部分で差異が出るのはおもしろい発見。都市圏は人口移動が多いからと推測に容易いが、東京や千葉よりも多いのは府民性も関係しているのか…」と推察する。



評議の様子。

参加して変わる 裁判員の意識

平成27年に行った裁判員へのアンケートによると、裁判員に選ばれる前は、「やりたくなかった」

等消極的な回答が約48%にのぼっていた。しかし、裁判に参加した後では「よい経験と感じた」と回答した人が約96%にのぼる。

裁判員経験者からは、「今までにない角度からいろいろ考えることができ、仕事にも活かせる良い経験だと思いました」(30代女性)といった肯定的な意見が多く述べられている。西村弁護士は「裁判員経験者の話を聞くなどして、関心が高まれば辞退率も減るはず」と、市民グループ「裁判員アクト」(裁判への市民参加を進める会)で勉強会を行うなど活動している。

高槻城跡 不明門(あかずのもの)に架かる 橋脚21本を発見

高槻市の高槻城跡で、江戸幕府による大規模な改修工事をした痕跡が発見されたと、同市教育委員会が6月に発表した。高槻城は、戦国時代にキリシタン大名、高山右近が城主を務めたことでも知られる。

今回の調査での主要な発見は、不明門と三の丸を結ぶ木橋の橋脚を2組、計21本を確認したことだ。材質や設置状況が異なるため、2組の橋脚は同一の橋を支えていたというよりも、架け替えの可能性が高いとされる。江戸時代初期の「高



今回の調査地、高槻城二の丸北辺部。

槻城絵図」には不明門に連絡する橋はなく、これまでは平時は閉ざされたままの門とされていた。高槻城の発掘調査において、江戸中期以降に増設されたと思われる本格的な橋の存在が確認されたのは初めてのこと。同市立埋蔵文化センターの高橋所長は「260年におよぶ江戸時代のなかで、社会情勢の変化により城の機能が変わったなどの可能性が考えられる」と指摘。今後、城郭施設の変遷を捉えなおす重要な知見となるため、大きな注目を集めている。



二の丸側から見た、三の丸から不明門へ通じる木橋の橋脚。外側の橋脚1は6本、内側の橋脚2は15本検出した。

多世代同居・同居 上限20万円の住宅補助

茨木市は、多世代の近居・同居を支援する補助制度を創設した。親世帯と子世帯のいずれかが市内に居住しており、かつ他方が近居・同居するために4月以降市内に転入し、住宅を取得または持家をリフォームする場合、上限20万円として費用の一部を補助するもの。市は、子育てや介護などの各世代が抱える不安の軽減を図り、多世代が支え



イメージ写真

合って暮らせるまちづくりを目指す。諸条件など詳しくは市HPまで。問い合わせは、同市居住政策課072-655-2755

「ひろメット隊いばらき」結成 高齢者の自転車ヘルメット着用をPR

茨木市で7月、市民で構成する「ひろメット隊いばらき」が結成された。「交通事故をなくす運動」茨木市推進本部(茨木市・茨木警察署・茨木交通安全協会)が、高齢者を自転車乗用中の転倒による頭部損傷や死亡事故から守るため、自転車用ヘルメットの普及を推進するもの。市が広報誌で募集し、市内在住の65歳以上の男女123人が



隊員は任命式で安全講習を受講し、自転車用ヘルメットを無料配布された。

ひろメット隊員に任命された。昨年4月に施行した大阪府の自転車条例では、65歳以上のヘルメット着用が努力義務となっている。隊員は今後、自転車乗用中にヘルメットを着用するほか、街頭や駅での啓発活動や市が主催する交通安全イベントなどに参加する予定。

高齢者を狙う「還付金詐欺」～「お金を返すからATMに行つて」は詐欺～

協力：大阪府警察

昨年を上回る勢いで増加している「特殊詐欺」。中でも下記の表が示すように、「還付金詐欺」が特殊詐欺認知件数の約半数を占め、被害が拡大している。

認知件数	増減		増減率	
	H29 (1-5月)	H28 (1-5月)		
877	541	336	62%	
864	516	348	67%	
振り込み詐欺				
オレオレ	154	164	-10	-6%
架空請求	221	126	95	75%
融資保証金	24	29	-5	-17%
還付金等	465	197	268	136%
振り込み詐欺以外の特殊詐欺				
金融商品等	13	25	-12	-48%
異性紹介	8	23	-15	-65%
ギャンブル情報	0	0	0	-
その他	5	0	5	-
	0	2	-2	-100%

大阪府下の特殊詐欺認知件数

被害を食い止めようと、大阪府警では4月に「特殊詐欺対策室」を設置、無人ATMを中心に警察官を配置して利用者に注意を促すなど、警戒にあたっている。

大阪府下では、役所などの職員を名乗り「保険料や医療費の過払い金を返金します」と高齢者宅に電話をかけて無人ATMに誘導する手口が多発している。電話でATMの操作を指示し、自分の口座への返金手続きをしているように見せかけ、実際は犯人の口座に現金を振り込ませるというものだ。ATMは、自分で操作して自分の口座にお金を振り込むことはできない。「ATMで返金手続きができます」「携帯電話を持ってATMに行ってください」は詐欺のキーワード。このような電話にだまされないよう気を付けよう。

【還付金詐欺の被害に遭わないために】

1. 「私は、お金がないので大丈夫」という思い込みを捨てましょう。
2. 市役所等の職員が医療費の返金をATMで受け取るよう指示することは絶対にありません。「お金を返します。」と言われても、一度は電話を切って、親族や正式な公的機関の窓口で電話をかけ直して事実を確認するなど、必ず誰かに相談しましょう。
3. 身近な人に相談できない場合は、最寄りの警察署や自治体の相談窓口など信用できるところに相談してください。
4. 多額の入出金はATMではなく、金融機関の窓口で行い、少しでも不審に思ったら、金融機関職員に直接相談してください。

